

2024 年 11 月 11 日
東京商工会議所

『生命共済制度』新型コロナウイルス感染症による
災害保険金等のお支払い終了について

東京商工会議所では、当所が運営している生命共済制度における新型コロナウイルス感染症による災害保険金等のお支払いにつきまして、下記のとおり終了させていただきますのでお知らせいたします。

記

1. お支払い対象外となる保険金

新型コロナウイルス感染症を直接の原因として死亡・高度障害状態に該当した場合の災害保障特約等（災害保険金等）は、お支払いの対象外となります。

※主契約の死亡保険金等のお支払いについては変更ございません。新型コロナウイルス感染症を直接の原因として保険金のお支払事由に該当した場合も、お支払い対象となります。

2. 取扱変更時期

2024 年 12 月 1 日

2023 年 5 月 8 日より、新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の「五類感染症」に位置づけが変更されました。

この変更を受けて、2024 年 12 月 1 日より『生命共済制度』引受幹事保険会社であるアクサ生命保険株式会社の保険約款が改定されます。

		お支払い事由発生日が 2024 年 12 月 1 日より 前の場合	お支払い事由発生日が 2024 年 12 月 1 日以降の 場合
主契約	死亡保険金	お支払い対象	お支払い対象
	高度障害保険金		
特約	災害保険金	お支払い対象	<u>お支払い対象外</u>
	災害高度障害保険金		

【本件担当・問い合わせ先】

東京商工会議所 共済センター（生命共済担当）
TEL 03-3283-7905